

令和8年度「ほっと！ネットセミナー」実施要領

主催者：社会教育課

1 目的

SNS等に起因する被害・加害、スマホ依存等、インターネットに係る課題への対応と情報モラル教育推進のため、特に、インターネット利用が始まる低年齢層の子供をもつ保護者に対し、安全で適切なインターネットの利用方法について働きかける。

2 対象

県内の幼稚園・保育所（園）・認定こども園に通園する幼児の保護者、又は県内の小学校に通学する児童の保護者。

ただし、当該保護者が参加する授業参観やPTA行事等で実施する場合は、小学4年生から6年生までの児童や教職員も対象とする。

3 セミナー内容

安全で適切なインターネットの利用に係る次の項目から、申請者の希望を考慮し決定する。

- ① 子どもとネットの今（低年齢層の子どもたちの実態）
- ② ネット、ゲーム依存
- ③ SNSに関わるトラブル
- ④ 家庭でのルールづくりへのアドバイス
- ⑤ その他安全で適切なインターネット利用に関すること

※セミナー受講は無料とする

4 実施時間

平日の午後1時から午後4時までの間で実施することとし、1回あたりの実施時間は45分間又は60分間とする。

5 実施場所及び実施方法

社会教育課の職員が、講師として申請者の指定した場所に出向き、スライド等を利用し、対面またはオンラインで実施する。オンラインでの実施は、①学校がオンラインを希望している場合、②担当がオンラインであれば可能であり、学校が了承した場合とする。

なお、実施時間が60分間の場合は、原則、「青少年のインターネット利用環境整備連絡調整会議分科会」の構成団体である県警・携帯事業者等と連携して実施する。この場合、セミナーへの事業者等職員の派遣について、社会教育課から依頼を行う。ただし県は旅費、謝礼は負担しない。

6 開催期間と実施回数

令和8年度については、9月から3月までを実施期間とする。
同一対象校での実施は年間1回までとする。

7 実施案内

県内の幼稚園・保育所（園）・認定こども園、小学校や市町村教育委員会等に「実施案内」を送付する。

また、実施案内は社会教育課のホームページに掲載する。

8 実施申込から決定まで

①学校は、下記申込期間中に forms から申し込む。(先着順での決定はない)

開催時期	申込期間	決定通知
9～12月	6月15日～6月30日	7月10日
1～3月	11月24日～12月4日	12月18日

【9～12月分申請】



<https://forms.office.com/r/hmv9XNFqLE>

【1～3月分申請】



<https://forms.office.com/r/tX8h7ntMMJ>

②以下の基準に従い、社会教育課が実施校を決定する。

- セミナーの実施が可能な日程であること。
- 申込みが重なった場合は、前年度受講のない学校等を優先する。

③決定通知は、実施の可否にかかわらず申込のあった学校に送付する。
実施可能な学校には、当日の準備品等連絡事項も記載する。

9 決定から実施までの流れ

①実施決定後、社会教育課から通知を送付

②実施日のおおよそ1週間前に、社会教育課から実施校に確認連絡
*会場、必要な設備（スクリーン、プロジェクター等）、時間等

③当日、会場での実施準備

*セミナー開始30分前までに実施校に行き、機器の設定、接続確認を行う。

1 0 配布用資料について

- 保護者用資料については、1週間前の確認連絡後、データを送付する。
この資料の印刷については、各学校に願います。
- 児童用リーフレットは、当日社会教育課担当者が持参する。

1 1 各種アンケートの実施

①「フィルタリングアンケート」

第1期山梨県こども計画の基本施策の中期目標との関係から、セミナー実施学年の保護者に対して、フィルタリング設定の有無について、アンケートの実施を依頼している。

保護者用資料に掲載した「QRコード」から、セミナー実施前後に回答していただく。

②「事後アンケート」

セミナーの実施効果を検証するため、セミナー参加者への事後アンケートを実施する。下記のいずれも、QRコードからの回答とする。

※学校アンケート : 全セミナーで実施

※保護者アンケート : 次の場合に実施

- ・警察または携帯会社と連携での実施
- ・保育所（園）、幼稚園、認定こども園等での実施

※取りまとめたアンケートは、青少年のインターネット利用環境整備連絡調整会議分科会の資料とする。

1 2 コンテンツデータの提供について

変更に伴うサポート措置として、学校の職員が指導できるよう、以下のように対応する。

- コンテンツデータ（パワーポイント・PDF）については、希望する小学校・園に提供する。



<https://forms.office.com/r/xMJhvwj1Eu>

附則 この要領は、令和8年4月1日から施行する。